

58—10 P U D T

裁判所からの鑑定の嘱託

1. 制度の趣旨

特許等について裁判所から特許庁に鑑定の嘱託があったときは、審判長が事務を総理する合議体が鑑定をする（特 § 71の2、実 § 26、意 § 25の2、商 § 28の2）。

特許権侵害訴訟が係属している裁判所が特許発明の技術的範囲について、特許庁に対し民訴 § 218に基づき鑑定を嘱託したときには、特許庁長官は、三名の審判官を指定してその鑑定をさせなければならない。紛争解決の有力な判断資料として裁判所での活用が期待される。

2. 鑑定内容

鑑定を行う内容は、基本的には、特 § 71の2、実 § 26、意 § 25の2、商 § 28の2に規定された以下の(1)～(3)についてであるが、紛争の早期解決に資するため、発明の構成要件等の技術内容に関する説明を求められたときにも積極的に対応する。

- (1) 特許発明・登録実用新案の技術的範囲についての鑑定（特 § 71の2（実 § 26））
 - ・ 三名の審判官による合議（特 § 71の2①）
 - ・ 合議体は審判長が事務を総理（特 § 71の2②→ § 138）
- (2) 登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲についての鑑定（意 § 25の2）
（同上）
- (3) 商標権の効力についての鑑定（商 § 28の2）
（同上）

3. 鑑定料及び鑑定の説明のための旅費について

(1) 基本的考え方

鑑定は、裁判の立証過程において必要があるとき、民事訴訟法の規定に基づいて行われていることであり、その鑑定に必要な費用は、当事者が支払うこととされている。

参考：民事訴訟費用等に関する法律

納付義務（§ 11）、証人の旅費の請求等（§ 18②）、説明者の旅費の請求等（§ 19）、調査の嘱託をした場合の報酬の支給等（§ 20①）

したがって、特許庁が行う鑑定に関しても、鑑定料及び鑑定に対する説明の際の旅費は、民事訴訟費用等に関する法律の規定に従って支払いを受けるものとする。

なお、裁判官が職権で鑑定を嘱託するときには、裁判所が定める者（当事者）が費用を支払うことになっている。

(2) 具体的運用

ア 鑑定料については、判定の料金（40,000円／1件）と同様とする。

理由：

(ア)鑑定は、侵害訴訟における対象物（又は、実施行為）が特許発明の技術的範囲等に属するか否かを判断するという実質的業務において、判定と差異がないこと、

(イ)鑑定は、裁判の立証過程で当事者の申立てにより、裁判所が必要と認めた場合に、特許庁に対して嘱託されるが、他方、裁判を経ずに同様の判断を求める「判定」と料金の上で相違があることは不自然であることを考慮すると、同一とすることが適切である。

* 料金の計算にあたっては、特許権1件に対するイ号1件の鑑定を鑑定事項1件とし、鑑定事項1件の料金を40,000円とする。したがって、例えば、2つの特許権に対して、イ号、ロ号、ハ号の3つの全ての組合せについて鑑定を求める場合は、鑑定事項は6（2×3）件となるので、料金は以下の計算と

なる。

$$40,000\text{円} \times 6 = 240,000\text{円}$$

イ 鑑定の説明を求められたときの旅費は、「民事訴訟費用等に関する法律」に従って裁判所から支払われる費用を使用することとする。したがって、特許庁からの旅費の支給は受けない。

理由：

- (ア) 裁判所からの旅費は民事訴訟費用等に関する法律に基づいて説明者個人に対して支払われること、
- (イ) 特許庁から支給される旅費を使用したとき、別途裁判所から支払われる旅費を精算する必要がある。

4. 鑑定嘱託書の管理について

鑑定嘱託書は、審理番号を付して管理する。

(鑑定〇〇〇〇－99〇〇〇〇号)

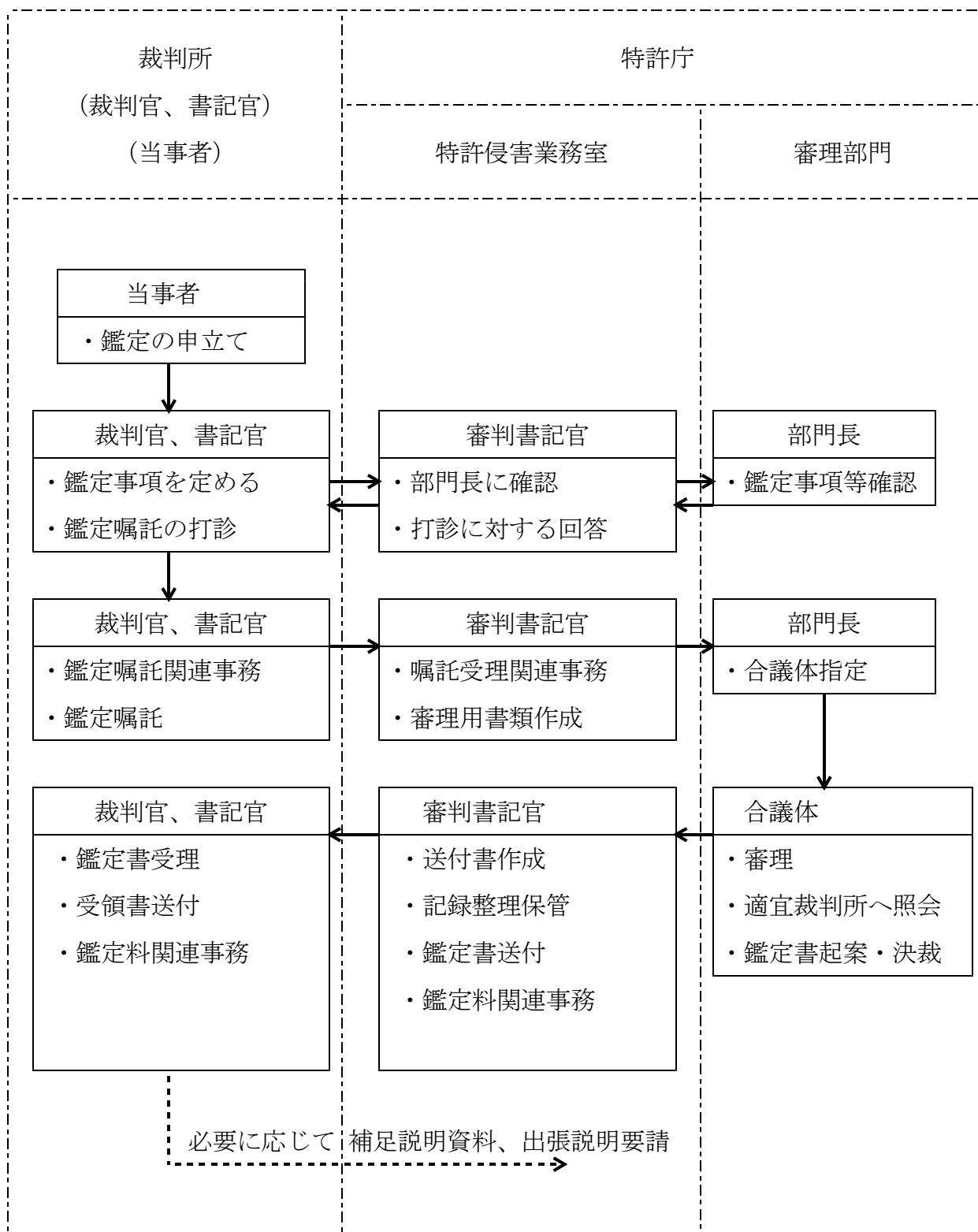
┌───┐

┌───┐

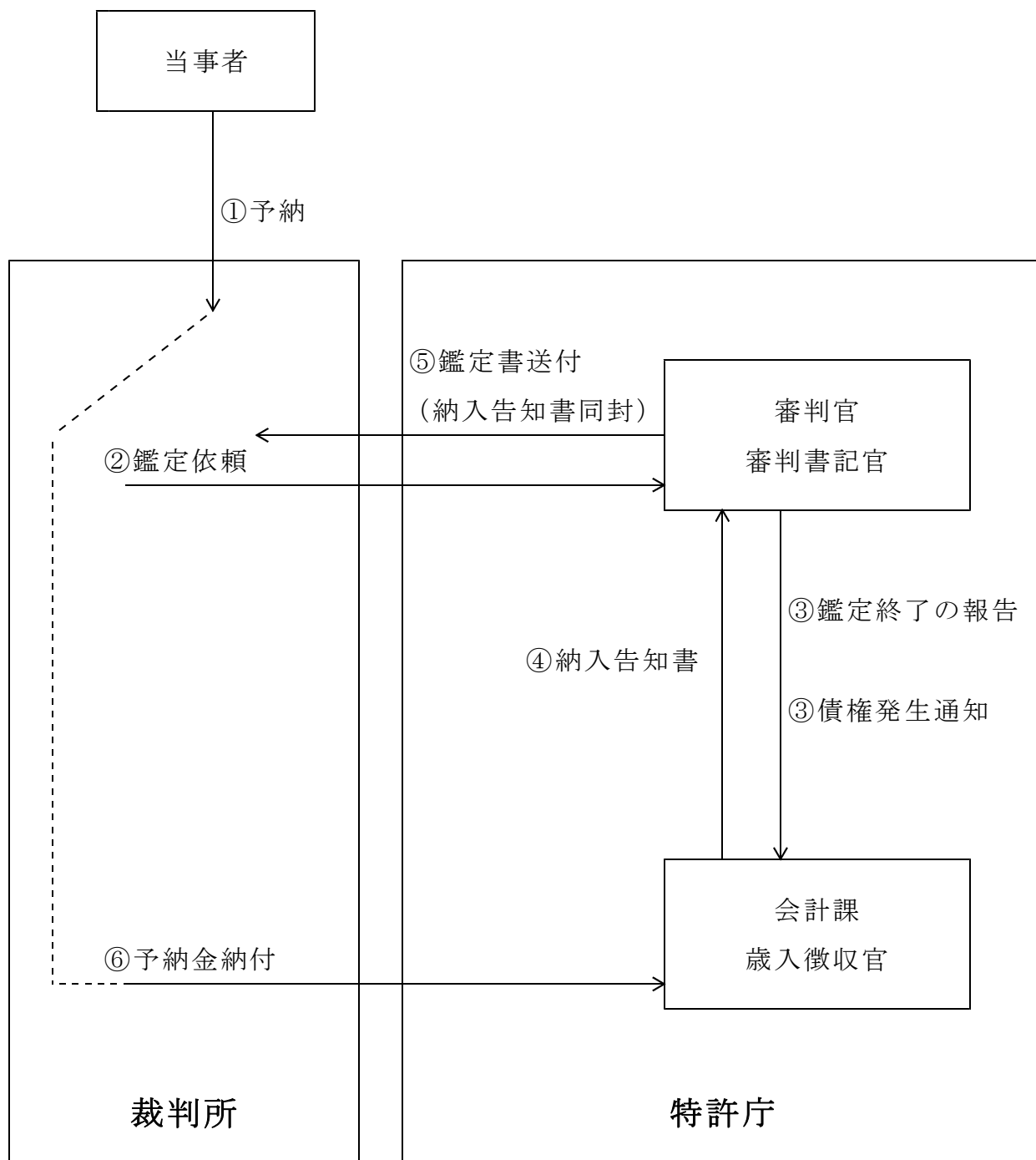
西暦

年ごとの通番

鑑定に係る業務フロー概略



鑑定料に係るフロー図



(注) ①ないし⑥は、手続の流れの順番であり、同じ番号は、同時に行うもの。

(改訂H27.2)